

Arknet 通信

皆様、平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
3月11日に発生しました東北関東大地震の被災者の皆様、並びに関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、この震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

この号が発行される頃には地震も収まり復興に向けて元気な日本が動き出していることと思います。私はこの大惨事が私たち日本人に向けられたメッセージであるような気がしてなりません。震災の映像を見るたびに胸が締め付けられる思いがしますが、国民を代表する国会や日本の舵取りをする内閣のあり方を、日本国民としてもっと真剣に考えなさいという警鐘と受けとめて行きたいと思います。

ARKNET 通信創刊号では、たくさんのご意見を頂きありがとうございました。これからの『通信』に役立ててまいりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

税理士法人アーケネット
代表社員 野呂伸一郎

2011.04.11 第2号
税理士法人アーケネット
静岡市葵区紺屋町11-13



新宿御苑の桜

昨年4月7日に撮影しました。後ろにそびえたつのはドモコタワーです。今年も美しい景観を見せてくれることと思います。

What's New

震災にかかわる特別措置等

1. 国税庁からの発表（国税庁HPより）

- (1) 義援金等に関する税務上の取り扱い TAX INFORMATIONで解説します。
- (2) 青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県の方の申告期限延長・納税猶予関係
- (3) 上記5県以外の方の申告期限延長・納税猶予関係
- (4) 災害に関する主な税務上の取り扱いについて（既存の法令通達）

【法人税・所得税共通】 【法人税】 TAX INFORMATIONで解説します。

【所得税他】

個人が支払を受ける災害見舞金 / 低利又は無利息により生活資金の貸付けを受けた場合の経済的利益
被災事業用資産の損失の繰越し / 被災自動車に係る自動車重量税の還付

2. その他

「雑損控除」「災害減免法による税額の減免」「源泉所得税の徴収猶予及び還付」(いずれも所得税関係)の制度があります。(国税庁HP タックスアンサー No.1110・1902・8003)

また、平成22年分の所得税について確定申告を済ませた納税者についても上記所得控除及び税額減免などの適用できるよう検討中(野田財務大臣H23.3.12)です。

法人税についても、阪神大震災の時に手当された特例措置等(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付等)が検討されています。今後の震災特例税制対応に注目し、皆様に発信してまいります。

Tax Information

2011年3月11日に、東北地方で大きな地震がありました。安全な地域にいる人ができる有効な手段の一つは募金です。すぐに駆けつけたい、という気持ちがある人も多いとは思いますが、ボランティアがむやみに駆けつけても交通機関の混乱などをきたすため、正確な情報が出揃うまでは、募金などの間接的な方法が安全です。そこで今回は、『災害義援金（指定寄附金）についての税制上の取扱い』と『被災者へ支援を行う者に対する税制支援』についてご説明したいと思います。

『災害義援金についての税制上の取扱い』

個人：(特定寄付金(下記～) - 2,000円) =
寄附金控除額(所得金額の40%まで)

法人：国等に対する寄附金及び指定寄附金
全額損金算入

国等に対する寄附金及び指定寄附金

国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの

社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等

社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」(H23.3.15財務省告示第84号)として直接寄附した義援金等

から 以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの(以下「募金団体を經由する国等に対する寄附金」といいます。)

「国等に対する寄附金」には上記の、又はに掲げる義援金等が、「指定寄附金」には上記のに掲げる義援金等が該当します。

手続

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類(例えば、国や地方公共団体の

採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人税：確定申告書の別表14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

『被災者へ支援を行う者に対する税制支援』

法人税及び所得税共通

(1) 従業員等に支給する災害見舞金品

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。

なお、事業を営む個人においても同様に取り扱われます。

(措通(法)61の4(1)-10(2)、61の4(1)-18(4))

(2) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます。

なお、この取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

(法基通9-7-15の4、所基通37-9の6)

法人税

(1) 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

ただし、取引先の役員や使用人に対して支払う見舞金は、交際費等として取り扱われます。

(措通(法)61の4(1) - 10の3)

(2) 取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されません。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

(法基通9-4-6の2、措通(法)61の4(1) - 10の2)

(3) 取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。

(法基通9-4-6の3)

(4) 自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。

(法基通9-4-6の4、措通(法)61の4(1) - 10の4)

(5) 災害による損失金の繰越し

法人の各事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係るもの(災害損失欠損金額)がある場合には、その事業年度

が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度において損金の額に算入されます。

(法人税法第58条第1項)

なお、民主党では、阪神・淡路大震災の際に制定された『臨時特別法』をもとに今回の東北地方太平洋沖地震に対する税制特例措置の制定を今後検討することとです。

少しだけお勉強

前回、3つの指標が会社の健康診断の結果というお話をしました。

売上高経常利益率

自己資本比率

総資本当期利益率

それぞれの数値分析を始める前の約束ごとがあります。それは正しい会計処理基準に基づく決算書によって分析を行うということです。分析方法には単年度分析、連続比較分析、他社比較分析といういくつかの方法がありますが、特に重要なのは

(イ) 会計処理の方法をむやみに変更しない

(ロ) 正しい会計処理基準に準拠する

ということです。

節税対策等を行った場合には注意が必要です。

(イ) は経年変化をみるため。(ロ) は他社との比較のため。

これらの前提条件を満たしたうえで、今回はの売上高経常利益率を詳しく見ていきましょう。

売上高経常利益率は経常利益/売上高で計算します。この分数式の値を引き上げるには分子を大きくするか分母を小さくするかのどちらかです。しかし、会社を大きくしようとしたらまず売上の拡大を目指します。これは数値を引き下げるほうに働きますが、数値を良くするために売上を減少させるというのは本末転倒です。

『メタボ』の数値にもいろいろな見方があるように、たとえば対象年齢を40歳と定めて、そのうえで腹回り、高タンパク、高血圧などの数値に注目していくわけですから、同じ指標が10代や20代の若者には当てはまるとは限りません。

設立後間もない会社は戦略予算としての宣伝費や交際費を積極的に利用して、まず売上の拡大、販路の確保に努めます。この段階では売上高経常利益率は低くても構いません。どの段階まで低くていいのかということに関しては業種により異なりますし、また市場によっても異なります。このような場合には損益計算書の中の販売費・一般管理費を分析します。販売費・一般管理費を固定費と変動費に分解し、変動費のうち戦略予算と見做したものを除外して数値を計算してみます。

そうすると会社の創設期であっても収益性の高い会社かどうか判ってきます。また、この時期は連続比較分析が有効であり、昨年との比較や3期連続の比較で趨勢を見るという方法があります。(以下次号)

【平成 23 年度税制改正など税制の行方】

国会も混乱を極め、平成 23 年度税制改正に係る法案もいつ可決するか、はたまた内容自体の変更（法人税率の引下げなどの減税措置）も十分考えられます。

とりあえず、中小企業者等に係る法人税率の軽減措置等の 4 月以降継続、いわゆる「つなぎ法案」は年度内成立する見通しなので、従前の減税措置は 6 月 30 日まで継続されるはず。納税者に不利になることがないよう、最低限の対応を政府に望みます。

また、政府は、消費税の税率見直しで注目される「社会保障と税の一体改革」の結論を H23.6 に取り纏める方針でしたが、復興財源の確保が最優先されることから延期になるものと伝えられています。

新たな税目設定や税率の UP など、復興財源の確保に向けた政府の税制対応に注目していきたいと思えます。

ぼやき

時は 3 月 11 日。確定申告期限まであと 4 日と迫った金曜日の午後、突然身体を揺さぶる大地震が起こった。揺れは一向に収まる気配がない…。部屋の中は危険ということで一旦ビルの外へ出て揺れが収まるのを待った。

戻ってみると本棚が倒れ、部屋の中はごみ箱状態。それに増して悲惨だったのは、電話が通じない、携帯通じない。まだ資料来てないし…確定申告できるの？という不安。期限に間に合うの？という焦り。

まもなく国税庁の HP に申告猶予等の措置がアップされたが、対象は東北・北関東の 5 県のみ。

結果として 3 月 22 日の朝には、被災地以外の納税者にも期限延長等の措置（3 月 17 日付）は出されたが、これを読んだときは確定申告期限終了してました…（涙）

コラム 『給与所得控除』

サラリーマンの経費として認められてきた給与所得控除だが、ここにきてその縮小が論議されている。給与所得控除を見直す際に、個人事業主との不均衡の是正という言葉を使っているが、そもそも何が不均衡だったのか。

実態を調査すると、個人事業者に認められている必要経費は事業に関するものと限定されており、たとえば通常の仕事で着るスーツや革靴などは経費にできない。サラリーマンもスーツや革靴は実額控除制度を選択して申告しても認められない。

ではサラリーマンと自営業者の違いは何か。

自営業者は友達と飲みに行った時に領収証をもらえば経費にできる、などと言われているがこれは間違い。友達で行った飲み代は経費にできない。たまたま確定申告で必要経費に混入してしまえば見つからないこともある。一方サラリーマンはいくら会社に交渉しても友達で行った飲み代は精算してくれない。それにもまして全く不可解なのは役員に対する取り扱い。役員の給与所得控除はさらに縮小される見込みだ。

つまり給与所得控除は徴税側（国税）の捕捉力の弱さを言い訳として存在したのであり、サラリーマンのほとんどは収入が 100% 捕捉されてしまうため、サラリーマンの不公平感を解消するためのもの。これを認めないと選挙で勝てない。クロヨンやトーゴーサンピンという言葉聞いたことがある方は多いだろう。今回対象としたのは数の少ない高額所得者と役員。この人たちの給与所得控除を縮小するということは、自営業者の申告が適正になったことを意味するのか。はなはだ疑問である。 文責：野呂伸一郎

【非常用食料品の用意について】(国税庁質疑応答)

* 非常用食料品については、長期間保存がきくものであっても、備蓄時に事業供用があったものとして、購入時の損金に算入して差し支えありません。

上記のとおり、貯蔵品などとして資産計上の必要はありません。しかしながら、被災地への供給物資に余裕ができてからの対応をお願いしたいところです。

税理士法人アークネット

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11 - 13

TEL 054 - 251 - 2121 FAX 054 - 251 - 2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 - 7 - 13 山手ビル 3 号館 8 階

TEL 03 - 5289 - 8473 FAX 03 - 5289 - 8474

西村会計事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36 - 6 西村ビル 3F

TEL 03 - 3461 - 2441 FAX 03 - 3461 - 9811